

加賀藩領内の廻船問屋と「北前船」北ルートの研究

濱 岡 伸 也

はじめに

「北前船」というと、どうしても大坂―蝦夷地を結ぶというイメージが強く、廻船問屋の船はすべてそのルートに就航していると考えられがちである。しかし、実際には持ち船ごとに航行ルート、経営形態、母港などが細かく設定されており、すべてが同じ動きをしているわけではない。また、船籍についても、なんとなく北国籍をはじめとする日本海側の諸国というイメージに引きずられているが、客船帳を見れば、その訪問は全国各地からとなっている。そうした船はどこで冬囲いを行っていたのか？大坂はもちろんであるが、郷里をはじめ、越後新潟、出羽酒田、羽後秋田など、東北地域の日本海側に多く見られている。こうした様子は、実際の資料にあたることでようやく浮か

び上がってくる。

筆者は、歴史博物館が所蔵する「加藤家文書」の分析から「加賀藩産物方御用船 威徳丸の「航跡」¹⁾」を示し、加州本吉の廻船問屋加登屋が持ち船の一部を羽州酒田に置き、東北から北海道さらには江戸へと乗り回している資料を紹介した。本論では、この視点から「宮林家文書」に含まれる廻船資料を紹介し、廻船問屋が持ち船をどのような形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結果が、これまでの「北前船」研究と相まって、廻船の果たした役割がオーバーラップし、停滞気味の研究が活性化することを目指している。

一、越中放生津綿屋彦九郎の蝦夷地交易

歴史博物館では、大鋸コレクションに含まれている古文書についてまとめたものから古文書目録を発行してきた。その中に、『大鋸コレクション 古文書目録（一） 宮林家文書目録』²がある。綿屋を名乗った宮林家は、もとは砺波郡にあつてわら製品の綱や網を販売していたが、その縁で一八世紀初頭には放生津に引越し、網元に成長したという。同時に、土地の集積も多くなり、定置網の網元で大土地所有者であり、町役人や新田裁許、算用聞役などの任につく傍ら、廻船業にも参入して幕末期には越中を代表する廻船問屋に成長していた。

天保一二年（一八四一）、綿屋は、高岡町の井林屋伊左衛門から七五〇石積の弁才船を買い入れた。³綿屋が積極的に廻船業に参画する資料は、宮林家文書の中ではこれが最初である。また、この時、放生津の卯尾屋栄蔵も四八〇石積の弁才船を三日曾根村の善右衛門に売却しており、綿屋はほどなくこの弁才船も入手したようである。⁴そこから積極的に廻船業に参入した。四八〇石積の恵吉丸が持ち船として運用されており、七五〇石積の買入船は神速丸と考えられる。綿屋は、この恵吉丸や神速丸を運用して廻船業に参入していた。

幕末の神速丸の動きがわかっている。万延元年（一八六〇）五月二六日には越中伏木を出帆し、二九日には能登小木へ。そこから越中放生津を経て、佐渡小木へと到着した。さらに、津軽深浦へと向かい、六月五日に到着している。同一二日は金ヶ沢に行き、七月二日に松前

に到着した。また、七月二五日には出羽飛嶋に着き、改めて江差や松前の相場について問い合わせを行っている。その後、一〇月に入つて、佐渡二見から能登七尾を経て、一〇二八日に放生津へと戻つたことが見えている。⁵

さらに、翌文久元年（一八六三）とみられる二通の書状は、前章の加州本吉湊の加登屋利兵衛の活動と合わせ、幕末期の北国廻船問屋の交易の実態を物語る資料と考えられる。

まず、八月一三日付、神速丸船頭彦次郎から旦那様（綿屋彦九郎）宛の書状である。⁶

〔端裏書〕

西八月十三日

・
・
・

濱屋善右衛門殿便り二付

一筆啓上仕候秋冷相催候所

先以其御地

御家内様

珍重御義と奉存候次二私船中

無事二而罷在折申候乍憚御休意

思召可被下候先月廿日吉岡湊へ

入船仕候而諸方聞合候得者箱

立方割合宜敷相場相聞得

申候二付廿三日箱館罷下り候得者

下り船一度二入船在之荷物不足
二而直段高直二相成り就夫箱立
晦日二仕立仕候而当地へ当朔日
罷出直様買附仕候唐太柏
ト印廿壹貫三百匁替ホ印廿壹貫
六百目替ニ而半分手当仕候尤
上方届ケト印三拾七匁ホ印卅六匁
乗二御座候残荷物右割合ニ而
宿元ニ而手当仕候当分船玉
箱立方廻り日和無之ニ付漸々
昨十二日二当地へ相廻り直様荷
物積入可仕候為其廿日頃ニ手仕
舞仕度等奉存候尚又慥成義
重便ニ可被上候
一、先月廿三日当地午未風之
大地他ニ而破船拾六艘痛メ船
式拾艘斗御座候其後当四日
夜中頃方五日暮迄大地他ニ而
八艘破船ニ相成り痛メ船十七八艘
在之場所并地方辺ニも多分
難船御座候誠ニ気毒ニ奉存候尤
越中建稲積屋伊右衛門船当地ニ而

破船渡辺屋八三郎船同断江差
二而も湊屋長九郎破船外船々
拾七八艘并痛メ船式拾艘斗
御座候様申来候桶屋徳左衛門義
南部ヲコツヘイ濱ニ而破船之様子
相聞得申候誠ニ気毒ニ御座候
当地居合船繰合与三右衛門綱取
二式拾壹両而雇人ヲ以様々相請
湊屋八三郎同断橋舟破船外船ニ
綱取二百式拾両迄ニ相雇人ヲ以
取凌可申候誠ニ近年珍敷大風
二御座候越中二場所登船多分
御座候得共未夕相訳り不申候
一、神楽丸義江差表罷下り
之様子相聞得申候得者何之事も
相しれ不申為其手仕舞ニ而地他
後ニ上方へ罷登り相察可申候
一、大乗丸義箱立入船様子相
聞得申候越後方米少々積
下り之趣聞及候
一、福重丸義も大体江差表へ
罷下り所相察申候得共相訳り

不申尚又湊方委敷事重便

ニ可申上候先二右申上度如此

御座候已上

酉 神速丸

八月十三日 彦次郎(印)

御旦那様

神速丸の動きと、直前にあった大風の被害状況、綿屋持ち船の動向などが報告されている。神速丸は、七月二〇日に箱館の東に位置する吉岡湊へ入津した。そこで、箱館の相場がよくなっていると聞き、二三日に吉岡湊を出帆して箱館に移った。ところが、そのニュースが広まって、箱館には下り船が多く集まって荷物不足の状況となっていたため、七月晦日に箱館を出帆し、八月朔日松前に移動した。松前で、二種類の唐太粕を購入することとなった。「ト印」が二一貫三〇〇匁替え、「ホ印」が二二貫六〇〇匁替えとなり、半分は自ら買い入れた。そのうち、上方回漕分は「ト印」三七匁増し、「ホ印」三六匁増しで買い付けた。残りの分は、同等の相場で松前の宿元が買い入れた、と報告している。これが、買い積みと運賃積みの混載と考えられるが、詳細は語られていない。この買い入れに従い、箱館から船玉を廻送して積み込みしようとしたが、天候が悪くて延期され、昨一二日によく到着した。これから積み込みを始めるので、二〇日ころに完了する見込みであると伝えている。また、綿屋所有の神楽丸は、江差へ向かったが詳細がわからない。無事であれば上方へ向かうと思われる、

とする。大乘丸は、箱館に入津している。越後から少々の米を運んできたと聞いている、とする。福重丸は、江差へ向かったと思われるがわからない、と伝えた。このころ、七月三日には松前周辺で南寄りの大風が吹き、破船一六艘・被害船二〇艘余という大きな被害があった。また、八月四日から五日未明にかけて再び大風が吹き、松前では破船八艘・被害船一七〜一八艘を数えた。同郷(越中?) 船の被害は、松前で稻積屋伊右衛門船と渡辺屋八三郎船が破船した。江差でも破船一七〜一八艘・被害船二〇艘余を数え、湊屋長九郎船が破損。南部ヲコツヘイ浜で桶屋徳左衛門船が破船したと伝えている。持ち船が活動しているこの時期に北海道西南部地域で台風と思われる大風の被害が大きかったため、綿屋の主人・彦九郎にわかる限りの情報をもたらししたものであった。

この後、神速丸は大坂へ航海し、船頭彦次郎から主人・彦九郎と善右衛門(親族か?) に宛てた書状が一月六日付で出されている。^①

〔端裏書〕

西十一月六日

.....

一筆啓上仕候向寒之節二

御座候処先以其御地

御家内様御雪徳可被遊御座

喜悦至極二奉賀候随而私船中

無異変罷在居申候乍憚御休意

思召可被下候殊ニ積登荷物

兵庫ニ而先月廿七日売払左ニ

リイシリ粕 四拾八匁七分

ハヽモツヘ 四拾七匁七分

唐太分

ソヲヤ 四拾八匁

右之直段ニ而売払仕候就而ハ

利合三百拾六兩斗御座候

且又船玉之義ハ一昨日当地へ

相廻り折申候為其一兩日中ニ

巻揚次第手仕舞ニ而帰国

仕度候間此段御承引可被下候

一、粕直段先達而三貫九百

七十八匁

方三五拾迄ニ少々取様御座候

此之節兵庫表ニ滞船

仕候ニ付買入不仕候当時相場

三貫九百匁位之申建候得とも

操々商内無御座候為其にも

御差直段出来仕候得者御差

図丈ケ之粕買入申度候

一、松前物当時之処兵庫

表并当地も松前物一統ニ

高直どれニ而商内無御座候

兵庫表私洪屋八三二郎殿等

商内談五分方直下ケニ而直入

可致候様相聞得居申候扱又

当地ハ一切直入不仕候就而ハ

大乘丸積来之元揃昆布

も未夕直入無御座候為其近日

直入御座候得者誰々古働キ

之上売払申度候尚又重便

しゆ之様子可申上候

一、米之儀兵庫表一両日前方

少々気配ニ立直り越後新米

百拾六匁位柴田古米ニ而

百三拾五匁之取極相聞得申候

左候得共当用口ニ而式三百石

しゆニ御座候為其瀬戸内

新米之登り切候間ニ御座候

様子ニ相聞得折申候

一、江戸表先月廿六日来状

四斗八九斗等本来之高文

御勘考之上御取引可被下候

追々相きまり義可申上候

一、金子御地へ持参候様御

申越被下承知仕候就夫御地

為替相尋候得共慥成候為替

無之候二付為其帰国之節

船中一同持参可仕候是又

御承引可被下候先ハ問一札

御案内申上度候頓首以上

神速丸

十一月六日 彦次郎

御旦那様

善右衛門様

先の書状で八月二〇日頃に積み込みが完了したとすると、その後出帆し、どこをたどったかは不明であるが、一〇月二七日には兵庫に入津している。そこで、リイシリ（利尻）粕を四八匁七分替え、ハゝモツへ粕を四七匁七分替え、ソフヤ（宗谷）粕を四八匁替えの割合で売り払い、三一六匁の儲けを得たとする。その後、大坂へ向かい一一月四日に入津した。兵庫も大坂も高直が続き売り捌くのが困難である。兵庫では渋屋八三二郎が値下げに応じてくれたため、商売が成立したが、大坂では成立しなかった。大乗丸が積んできた昆布も同様であったが、近日中には捌ける見込みも出てきたという。自分たちは、今日・明日（六日・七日）中には冬囲いの準備を終え帰国したいと記し

ている。

神速丸の彦次郎は、その名乗りから綿屋一族と考えられ、主人・彦九郎の下、綿屋の廻船のまとめ役として直乗りをしていたとみられる。先の書状の冒頭に記されている「濱屋善右衛門」は、二通目の宛名に連なる「善右衛門」と同一とみられ、綿屋の廻船業に関わる商人と考えられるが、詳細は分からない。

もう一艘の恵吉丸（船頭甚吉）は、津軽深浦を拠点に、綿屋の北方交易の実務を担っていた。明治三年（一八七〇）には津軽藩・津軽商社の仕事を受けて北海道へ行き、津軽商社が管理する各地場所から海産物を津軽や大坂へ輸送している。明治三年四月、津軽深浦を拠点としている綿屋の恵吉丸・船頭甚吉は、深浦の越後屋喜兵衛を問屋、中田屋発蔵を仲立ちとして、弘前の津軽商社（野村常三郎・武田熊吉・今村九左衛門）と輸送の契約を結んだ。⁽⁸⁾

「 売約定証文之事

一、増毛場所荷物 三百石目

此鋪金九百両

右ハ於爰元ニ取組前書之金子慥ニ受取申候

通船次第荷物相渡可申候若荷物不都合節ハ

長谷川与兵衛支配場所方都合相渡可申定

尤直段之儀ハ城下立相庭ヲ以残深浦鰯

ヶ軽両所ニ於受取可申定

一、自然場所不漁ニ而空船登り申候節ハ外船

手振合を以江差出張野村常三郎方相渡

可申定

一、風合と寄候而茂深浦鱒ヶ江不寄場所方

直登り致候節ハ為違約金帆用春運賃

之上残金割増ニ而受取可申定

一、帆用之儀ハ是迄之振合も有之候得者諸

事御改革今ニ何ニ茂治定無之ニ付て定

之処ニ而萬事外船の並合ヲ以取下物候定

右之通約定致候処相違無之候萬々一

海上有之節ハ荷郵敷金損之定為念

一札如件

野村常三郎印

明治三庚午

武田熊吉印

四月

今村九左衛門印

越中放生津恵吉丸

綿屋甚吉殿

問屋

越後屋喜兵衛殿

仲立

中田屋発蔵殿

積送状之事

一、鯡ノ粕

貳百廿七本

此惣目形

六千七百七貫貳百目

石数

百六拾七石六斗九升五合

一、数乃子粕

貳拾本

此惣目

五百八拾貫目

石数

拾四石五斗

ノ百八拾貳石壹斗九升九合

右之通恵吉丸甚吉船江為積登指

送り申候間其表着岸次第相改御請

可被成候仍而送状如件

利尻郡

明治三庚午年

津軽商社出張所

七月廿日

大橋弥兵衛印

恵吉丸

甚吉殿

前書之通積登り候ニ付其御表着岸

次第改御受取指引決算可被成下候以上

小樽内出張

八月十一日

金澤英助印

今村九左衛門殿

武田熊吉殿

為替手形之事

一、金貳百兩也

右ハ越中放生津惠吉丸甚吉船江於利

尻表ニ金三百五拾兩為替取組候内於小樽

内二百五拾兩相渡殘金書面之通此手形

を以請取向次第無相違御渡可被下候為

替手形仍如件

小樽内出張

明治三庚午年 金澤英助印

八月十一日

今村九左衛門殿

武田熊吉殿

税金目録

高百貳拾本

目形三千三百六拾匁

一、鯨鱈粕九拾六本

目形貳千六百八拾六本

此石六拾七石貳斗

百石ニ付永貳拾貳貫文

税永拾四貫七百八拾四文

高貳百四拾九本

目形六千九百七拾貳貫目

一、鯨鱈粕百九拾九本貳分

目形五千五百七拾七貫六百目

此石百三拾九石四斗四升

百石ニ付永貳拾七貫文

此税永三拾七貫六百四拾文八分

追斷

高貳拾九本五分

目形八百拾三貫四百匁

一、鯨鱈粕貳拾三本貳分四厘

目形六百五拾貫七百拾匁

此石拾六石貳斗六升八合

百石ニ付貳拾七貫文

此税永四貫三百九拾文

三分六厘

税ノ五拾六貫八百拾五文

壹分六厘

此金五拾六兩三分壹朱

永拾貳文六分三厘

右之通別紙差引ニ入受取此表相濟

申候以上

手宮

八月七日 問屋会所

惠吉丸甚吉殿

差引

一、五兩貳分貳朱 五人乘利尻行

永拾五文 石役

一、貳兩壹分 入掛物

永五十文 目録表

一、五拾六兩壹分壹朱 税金

永拾貳文六分六厘 目録之表

一、三拾四兩三分 出掛物

永拾七文三分九厘 目録之表

一、五兩貳分貳朱 当湊出帆

永拾五文 石役

〆百五兩貳朱

永四拾七文五分壹厘

内

九兩壹分三朱 受取

永三拾六文五分

指引而

九拾五兩貳分三朱

永拾壹文壹分壹厘

右之通御座候以上

午

八月七日 問屋会所印

惠吉丸甚殿

(吉 脱)

掛物目録

一、鯨鱈粕 九拾六本

目形貳千六百八拾八貫目

直段拾六貫五百文

代貳千百拾貳貫文

一、鯨〆粕百九拾九本貳分

目形

五千五百七拾七貫六百目

直段拾九貫四百五拾文

代五千百六拾五貫九百貫文

追断

同 式拾三本貳分四厘

目形

六百五拾貫七百拾匁

直段拾九貫四百五拾文

代六百貳貫六百九拾壹文

代〆七千八百八拾貫六百拾壹文

此掛り物

一、貳百三拾六貫

右口銭

四百拾八文

三分

此金 三拾四兩三分

永拾七文三分五厘

右之通別紙差引ニ入此表相渡申候以上

八月七日

問屋会所印

惠吉丸甚吉殿

覚

一、惠吉丸甚吉様行金札式拾兩樋ニ

受取預り置申候間相届可被下候以上

午九月三日

越後屋

庄兵衛

神速丸

又次郎様

津軽商社が管理する利尻郡増毛場所から「荷物三〇〇石」を津軽や

大坂へ輸送するもので、敷金として九〇〇両を前払いした。弘前商社では、「漁の良・不良により不足が生じた場合には長谷川与兵衛支配の場所から補填し、差額が生じた場合は深浦と鯨ヶ沢で調整する。どうしても空船となった場合は江差にいる野村から返金させる。風の都合といっても、深浦と鯨ヶ沢を素通りした登り船は違約金を取る。荷主の旗などは近年の例に倣い不要とする。」など細かな取り決めを行

い、「海の都合で損害が生じた場合は保証しない」とした。この契約によって、越中の廻船問屋綿屋は、津軽商社の仕事を受け、同社が北海道で所有している増毛「場所」から、鯨ヶ粕や数の子粕を積み入れ、小樽内を経由して、津軽や大坂へ輸送した。一旦、惠吉丸甚吉が買い取りのような形で代金を入れ（着手金、保証金のようなもの）、深浦に入津すると越後屋庄兵衛の仲介で津軽商社が買い取る形で取引が成立していたようである。津軽商社からは、商品代のほか小樽の手宮問屋会所（明治四年には手宮海官所となる）に先行して支払われた各種税金や運賃も支払われた。この手宮問屋会所が北海道から積み出される「荷物」（おもに海産物・海産加工品）の管理を目的とした各種税金などの徴収に加え、販売先などの管理も行っていた。明治三年の惠吉丸は、荷物積み込みのため津軽から利尻に向け北上した時は五人乗りで許可を得ていた。⁹⁾ところが、荷物を積んで南下した際、手宮では水主三人が増員され、八人乗りとして大坂行きの許可が下りていく。¹⁰⁾

明治四年の場合にも、手宮海官所の出津許可証には、増毛場所から積出した鯨ヶ粕などを大坂へ輸送することが記されている。¹¹⁾

このように、越中の廻船問屋である綿屋は、津軽の問屋を介して、津軽のみならず北海道との交易に関わり、北国から運んだ米やわら製品などの販売と、木材や海産物の買入や委託輸送などを行っていたのである。

二、建築用材の確保と領内米の販売、海産物の輸送

北国、特に加賀藩領内では建築資材としての良質・大量の木材や鉄、鉛、銅などの金属を南部や津軽に求めてきた。その輸送手段として船は不可欠のものであり、早くから自国の廻船問屋による輸送や積み荷となる商品の確実・安定的な調達が求められてきた。それは、廻船がオンシーズンとなる三月下旬から一月初旬に集中して行われるため、船の効率的な運用が必要であった。加賀藩領内と、大坂、津軽・出羽を区分けし、持ち船をそれぞれの地域で冬囲いしていたのである。これにより、各地の船宿との関係を築くことができ、荷捌きの情報や売買取引の円滑・迅速化が図られた。この方式は加賀藩領内に限らず、他所の廻船問屋でも確認される。さらに、この方法を後押ししたのが日本海側を治める幕藩領主たちであった。とくに北国から東北にかけての地域は、早くから米どころとして良質の米が多く収穫できる地域として知られていたが、米の収穫が行われ年貢皆済が終わるころには、廻船がオフシーズンとなり、大坂回漕はもろろん、領外への輸送も不可能となっていた。加賀藩では年貢米が蔵入りとなると「蔵締り」と称して米の売買輸送を制限し、翌春彼岸を過ぎて廻船がオンシーズンになった時に「蔵解き」と称して解禁していた。ところが、米の売却が行われなければ藩や藩士が現金を手にはできない。そこで藩は廻船問屋を中心に米の買い取りをしてくれる商人を捜す。一定量の蔵入米を大坂へ輸送して売却することとし、大坂相場

で見積もりして現金化し、輸送費を支払うという契約で、年内の現金化を求めるものであった。これは、商人からしたら保証のない貸付けであり、大坂相場が翌春の「蔵解き」以降に保証されているものではないことや、輸送旅程での海難などのリスクの読み合いを盾に妥結金額の交渉を行っている¹²⁾。これは、大坂廻米という名の「買取」であり、廻船問屋の場合は、藩と交渉する一方でより高値で売り捌くことができる地域・湊を模索していた¹³⁾。

こうした条件が重なり、寒冷地で稲作があまり盛んではない北日本への米の輸送と副次的なわら製品の持ち出しが注目され、その帰り便で木材や金属材料、金肥を持ち帰った。廻船が盛んになると一往復では効率が悪く需要に追いつかないなどから、下りと登りを同時に行う現地定繋の廻船が不可欠となったものと考えられる。

一九世紀に入ると蝦夷地や北日本を中心に、各地の沿岸部にまで外国船の出現が多くなり、漁業でのトラブルも増えてきた。幕府も対策に乗り出し、箱館を直轄化するとともに蝦夷地の西海岸に砲台や監視の役所を設けることとし、津軽藩や秋田藩などに命じた。その結果、蝦夷地交易の拠点となる「場所」の管理をしてきた松前藩の領域が狭められ、箱館奉行所が東部や南部を統括し、小樽以北では津軽藩の管理場所も広くなった。こうした時代背景も北国の廻船問屋を後押しした。定繋地とした出羽酒田や津軽深浦を中心に、国元の船が運んでくる荷物の売り捌きや、戻りの積み荷の確保、蝦夷地や東北から瀬戸内を経て大坂までの輸送、蝦夷地からの海産物を江戸へ輸送など、さま

ざまな関係を築きながら、国元の本店を拠点に幅広い廻船事業を展開していたことがわかる。もちろん大坂への登り荷については売買のシステムが完備されているため、細かな書類を必要とせず、仕切書のみで十分だったのかもしれない。それに比べて北方での取引はシステム自体が構築されておらず、契約ごとの相対的な状況だったためか、具体的な状況を記した資料が多く残されている。

一、買仕切

一、鯡粕 貳百廿七本

此目形 六千七百七貫八百目

此石数 百六拾七石

六斗九升五合

五百五十五両かへ

代 九百三拾兩分

永七拾匁七分貳厘

一、数の子粕 貳拾本

此目形 五百八拾貫目

此石数 拾四石五斗

四百三十兩かへ

代 六拾貳兩

永三拾五匁

合金

九百九拾三兩

永五匁七分貳厘

外者

一、三拾九兩分

右口銭

永七十式匁

并仲立ス九

二分式厘

とも四分

惣〆千三拾貳兩分

永七拾七匁

九分四厘

右之通代金当ニ引受

此表出入無御座候以上

未七月廿九日

越後屋

庄兵衛(印)

綿屋甚吉殿

これは翌年の仕切書であるが、これのみであれば、越後屋が綿屋から買い入れをしたということ以外読み取ることが難しい。商品が鯡粕や数の子粕であることから、綿屋甚吉が北海道で仕入れた商品を、南下する途次、津軽深浦(庄兵衛の下にある印から読める)で売り捌いたと推察するくらいである。ところが実際には右で確認してきたように、津軽までの輸送に加えて、大坂までの輸送も委託されていること、北海道交易の複雑さの一端を示す格好の資料であることがわかってきた。

こうした長年の交易によるノウウハウの蓄積と、現地に入り込んで得た信頼が、同時期から盛んとなる北海道移民の入植と、それぞれの地を繋ぎながら輸送業や漁業に転化して成功を収めた明治期の廻船問屋へと受け継がれた感がある。

その傾向は、先に示した別稿¹⁵⁾における加州本吉の加登屋における次男甚兵衛の活動と同様であった。

結びにかえて

ここまで資料を挙げてみてきたことは、これまでの「北前船」という一般的な概説では、見過ごしてしまうような出来事であったかもしれない。しかし、領内の米の消費地を確保し廻船経営の安定化を目指す加賀藩領内の船持ちたちは、北日本の各地に拠点を置き、地元との関係を円滑にして、販路の拡大や輸送業務の確保に努めた。実際には持ち船の一部を新潟、酒田、秋田、深浦など、日本海側の拠点湊に置き、各湊の船宿らと業務提携を結んで、参加していった。¹⁷⁾

この比率がどういったものかは現時点で示すことができない。しかし、別稿および本論で取り上げた二例は、いずれも船主の息子や兄弟が着任しており、廻船問屋の事業として重要視されていたものと想像される。そうした事例の積み上げによって、一九世紀における廻船の実働を描き、船籍（北国籍か否かといったこと）や経営形態（買い積みか運賃積みかなど）、航路（西回り航路、大坂と蝦夷地を一往復な

ど）に規制されることなく読み込んで行くことが重要となる。いま、北日本から蝦夷地へ行き、その後江戸、あるいは国元（北国）、国元を経て大坂へなどのように、いったん蝦夷地へ向かった後、各地に向かうルートを「北ルート」とし、拾い出せた船宿とみられる商人名を图示したものを示しておく。資料探査の道しるべとして利用され、資料の蓄積が進んでいくことを期待している。

〔追記〕

年貢米が藩の御蔵や商人たちの町蔵に収まる一二月、「蔵縮り」と称して封印され、現米は動かせなくなる。その時から蔵米の売却について、藩と商人たちが交渉を重ねる。秋に大坂米市場が公表した米相場を基準としている。交渉では、運賃までが議論されるが、この段階で現米が動くことは無い。¹⁸⁾この行為を「大坂廻米」とする。この時期から実際に廻船が動き出す三月彼岸過ぎまで、領内の蔵宿や米仲買は、手持ちの米切手の交換をしながら、高直で取引される地域米や輸送費の負担が少ない近隣米を集積していく。この取引では、切手に記された米の等量交換であった。彼岸が過ぎて三月下旬から廻船が動き始めると、「蔵解き」と称し、年貢米収納の蔵から、切手により現米が買い取られ、実際の輸送・販売が行われた。「大坂為御登米」と表されるものは、現米を大坂市場に運び入れることとして用いられていたとみられる。

大坂廻米、大坂為御登米の用語に関する規定や、米切手を中心とする「現米が動かない」米取引に関しては、筆者の長年のテーマであり、いずれ稿を改めて論じていくこととする。

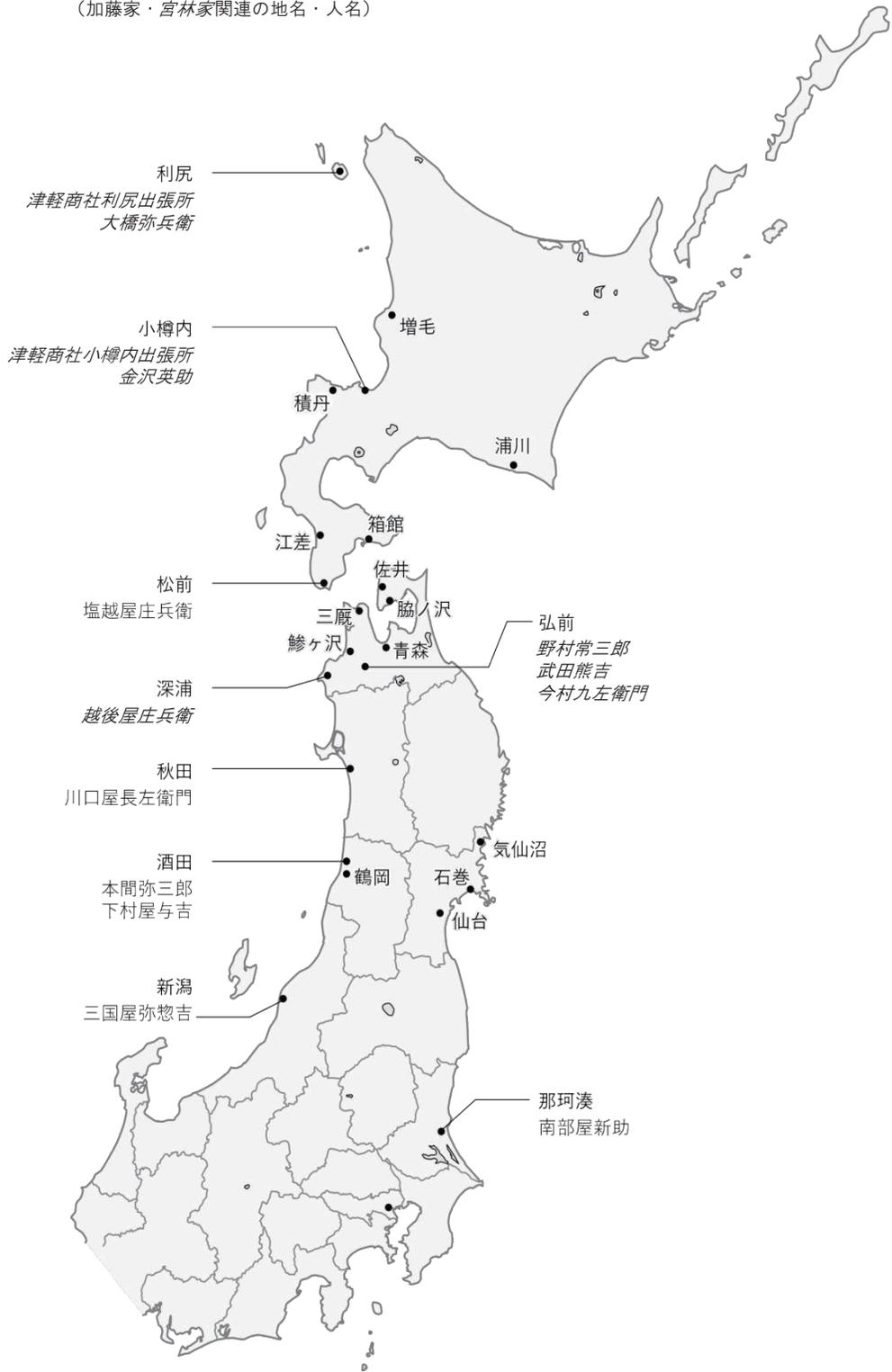
註

- (1) 拙稿「加賀藩産物方御用船 威徳丸の「航跡」(今石みぎわ編『海を渡ったイナウーアイヌと和人の文化交流史の研究』(独立行政法人国立文化財機構、二〇一九)所収)。
 (2) 『大鑑コレクション古文書目録(一) 宮林家文書』(石川県立歴史博物館、一九九三)。
 (3) 同右書所収、No.一二三二「船買請証文」及びNo.一二三三「船売渡証文」。
 (4) 同右、No.一二三四「船買券状」及びNo.一二三五「船売渡状」、No.一二三六「恵吉丸売渡」。
 (5) 同右、No.一二四九「神速丸雑用帳」。
 (6) 同右、No.一二五六「函館湊にて航海便り」。
 (7) 同右、No.一二五七「高内情况等報告書簡」(高内は、商内の間違い)。
 (8) 同右、No.一二三七「売紙定証文」(紙定は、約定の間違い)。
 (9) 同右、同右。
 (10) 同右、No.一二三三「渡海船手形」。
 (11) 同右、同右。明治四年の書類は、前年に「問屋会所」が行った手続きを、手宮海官所が追認する形となっている。
 (12) 能州黒嶋の廻船問屋濱岡屋弥三兵衛と森岡屋又四郎が、富山藩と交渉を展開した「松平出雲守様御米引請代金并月割納金御預所御引請儀定諸書上証文等留牒」(石川県門前町『新修門前町史 資料編1 海運』所収、黒島 森岡家文書)が詳しい。

- (13) 年貢米を御蔵に納めた後に行われる「蔵縮り」から廻船が動き出す来春の「蔵解き」の期間、実際の米が動くことは無く、切手での取引が行われていた。(文末に記す「追記」を参照)。
 (14) 表1「幕末の蝦夷地関係年表」参照。
 (15) 註(2) 目録所収、No.二〇九「仕切書」。
 (16) 註(1)に同じ。
 (17) 図1「幕末から明治初頭の北ルート」参照。
 (18) 高槻泰郎『大坂堂島米市場―江戸幕府V S 市場経済―』(講談社現代新書、二〇一八)から、多大な学恩を得ている。

【図1】江戸末～明治初頭の北ルート

(加藤家・宮林家関連の地名・人名)



【表1】幕末の蝦夷地関係年表

『見る・読む・調べる 江戸時代年表』（小学館、2007）より抜粋して作成

年号	西暦	月日	項目
享和2年	1802	2月23日	蝦夷奉行設置
		5月11日	箱館奉行に改称
		7月24日	東蝦夷地を上げ知
文化元年	1804	8月4日	津軽・南部両藩に東蝦夷地警備を命じる
文化4年	1807	3月22日	西蝦夷地を上げ知、蝦夷地すべてが直轄地
		10月24日	箱館奉行廃止、松前奉行に
文化5年	1808	1月	仙台・会津両藩に蝦夷地警備を命じる
		12月18日	津軽・南部両藩に蝦夷地警備を命じ、加封して家格をあげる
文化6年	1809	1月	松前・津軽に烽火台
		6月	樺太を北蝦夷地と改称
文化9年	1811		東蝦夷地で場所請負制度実施
文化10年	1812	12月22日	南部藩に、蝦夷地警備費1万両を貸与
文政4年	1821	12月4日	南部・津軽両藩の蝦夷地警備を廃止
		12月7日	東西蝦夷地を松前藩支配に戻し、松前奉行廃止
天保2年	1831	10月29日	松前藩主松前章広を万石格とし広域警備を命ず
嘉永2年	1849	7月10日	松前崇広（松前藩）と五島盛成（福江藩）に警備のための新城築城を命ず
嘉永6年	1853	6月3日	ペリー浦賀来航
		9月15日	幕府、大船の製造を許可
嘉永7年	1854	3月3日	日米和親条約 下田・箱館開港
		6月30日	箱館奉行 再置
		8月23日	日英和親条約
(安政元)		12月21日	日露和親条約
安政2年	1855	2月22日	松前城周辺以外の蝦夷地を直轄に
		3月27日	仙台・津軽・南部・秋田・松前各藩に蝦夷地警備を
		10月14日	蝦夷地移住を許可、開拓を命じる
		12月4日	松前藩に、陸奥・出羽のうちに替地を（転封）
		12月27日	日蘭和親条約
安政4年	1857	閏5月4日	松前・箱館・蝦夷地用通貨「箱館通宝」を铸造
安政5年	1858	6月19日	日米修好通商条約
		7月	日蘭、日露、日英、日仏修好通商条約 5か国条約
安政6年	1859	1月13日	長崎、箱館、神奈川へ出稼ぎ・移住・自由売買を許可
		6月2日	神奈川、長崎、箱館 5か国との自由貿易解禁
安政7年	1860	1月13日	咸臨丸出港
(万延元)		閏3月19日	5品江戸廻送令 雑穀・水油・蠟・呉服・生糸
		6月17日	日葡修好通商条約 ポルトガル
		12月14日	日普修好通商条約 プロイセン
元治元年	1864	9月5日	5品江戸廻送令廃止
慶応2年	1866	6月21日	ベルギーと通商条約
		12月7日	デンマークと通商条約